

公立大学法人会津大学役員会規程

(平成18年4月1日規程第5号)
改正 2024年4月1日第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学定款第14条の規定に基づき設置する役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 役員会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(審議事項)

第3条 役員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 職員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項
- (5) 重要な方針、規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

2 役員会の議事が経営審議会又は教育研究審議会の審議事項に関するものである場合には、役員会は、経営審議会又は教育研究審議会の審議結果に配慮するものとする。

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 役員会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第7条 役員会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

- 2 監事は役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(非公開)

第9条 役員会は公開しない。

(議事録)

第10条 役員会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第11条 役員会の庶務は、事務局総務予算課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。